

大口信用供与等規制に関する留意事項について (大口信用供与等規制に関するガイドライン)

【省略用語例】

本ガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。

銀行法施行規則	・ 銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）
大口信用供与等規制告示	・ 銀行法施行令第四条第十三項第四号及び第十六条の二の三第三項第二号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項から第六項まで、第十四条の二第一項及び第二項並びに第十四条の四の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示（平成26年金融庁告示第51号）
自己資本比率告示	・ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）
他の預金取扱金融機関関係法令	・ 信用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号） ・ 平成26年金融庁告示第55号 ・ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号） ・ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成5年大蔵省令第10号） ・ 平成26年金融庁告示第57号 ・ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号） ・ 労働金庫法施行規則（昭和57年大蔵省・労働省令第1号） ・ 平成26年金融庁・厚生労働省告示第7号 ・ 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号） ・ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号） ・ 平成26年金融庁・農林水産省告示第10号 ・ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号） ・ 平成26年金融庁・農林水産省告示第12号 ・ 農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号） ・ 平成26年金融庁・農林水産省告示第14号 ・ 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年金融庁・農林水産省告示第4号）

最終指定親会社関係法令
証券大口信用供与等規
制告示

証券連結自己資本規制
比率告示

- ・ 最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準（令和5年金融庁告示第39号）
- ・ 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成22年金融庁告示第130号）

本ガイドラインは、あくまで大口信用供与等規制に係る法令等の適用に当たり、特に信用供与等限度額の算出等について、留意すべき事項（法令等に係る規制の適用の基準を含む。）を示したものであり、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。

また、自己資本、信用供与等限度額の算出に当たり、当該自己資本、オフ・バランス取引、信用リスク削減手法等における計算方法等について、同規制に係る法令等や本ガイドラインに特段の記載がない場合は、「自己資本比率規制に関するQ&A」（平成18年3月31日公表）を参照願いたい。

なお、特に記載がない限り、銀行法施行規則及び大口信用供与等規制告示において留意すべき事項は、他の預金取扱金融機関関係法令において同様に取り扱うものとする。

大口信用供与等規制告示第5条の2第1号・証券大口信用供与等規制告示第4条第4項第1号関係

- トレーディング勘定におけるロング・ポジションとショート・ポジションとの相殺等
トレーディング勘定に計上される信用の供与等の額を算出するに当たり、次に掲げる場合に該当するときは、ロング・ポジション（自己資本比率告示又は証券連結自己資本規制比率告示第1条第57号に規定するロング・ポジションをいう。以下同じ。）の額とショート・ポジションの額（同条第56号に規定するショート・ポジションをいう。以下同じ。）とを相殺することができる。ただし、トレーディング勘定におけるポジションとバンキング勘定（自己資本比率告示第22条の2又は証券連結自己資本規制比率告示第11条の2に基づき設置されるバンキング勘定をいう。）におけるポジションを相殺することはできないものとする。なお、(3)に定める場合は、銀行法施行規則第14条の2第2項又は証券大口信用供与等規制告示第4条第8項を準用し、ヘッジされたポジションに係る信用の供与等の額（ただし、クレジット・デフォルト・スワップによるヘッジの場合であって、当該クレジット・デフォルト・スワップの取引相手方又は当該クレジット・デフォルト・スワップが参照する債務者のいずれかが規制金融機関（自己資本比率告示又は証券連結自己資本規制比率告示第1条第37号の2に規定する規制金融機関をいう。）又は非規制金融機関等（自己資本比率告示第147条第2項第2号ロ又は証券連結自己資本規制比率告示第123条第2項第2号ロに規定する非規制金融機関等をいう。）でないときは、自己資本比率告示第79条の2又は証券連結自己資本規制比率告示第47条に定めるSA-CCRを用いて算出された当該取引相手方に係る与信相当額とする。）について、クレジット・デリバティブのプロテクション提供者に対する信用の供与等とみな

して、当該プロテクション提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。

- (1) 同一の銘柄（発行体、クーポン、通貨、満期が同一の銘柄をいう。）のロング・ポジション及びショート・ポジションの双方を保有している場合
- (2) 同一の発行体が発行する異なる銘柄のロング・ポジション及びショート・ポジションの双方を保有している場合であって当該ショート・ポジションが当該ロング・ポジションよりも劣後する場合又は同順位の場合
- (3) クレジット・デリバティブによってヘッジされたポジションについては、ヘッジの原資産とヘッジされたポジションについて、ショート・ポジションがロング・ポジションよりも劣後する場合又は同順位の場合

銀行法施行規則第 14 条第 6 項、大口信用供与等規制告示第 4 条の 2 第 3 項・証券大口信用供与等規制告示第 4 条第 3 項関係

○ ルックスルー方式により信用の供与等の額を計上又は算出することが不相当であると認める場合

ルックスルー方式による信用の供与等の計上等について、ファンド等の証券化商品については、ストラクチャーのルックスルーを行いそれぞれの原資産を特定することとされている。しかしながら、ファンド等の中身において、例えば、不動産の集合体となっている場合など、信用の供与等の額の計上等においては不相当と思われる商品等も存在する。このため、以下の商品等については、ルックスルー方式による信用の供与等の計上等においては不相当であると考え、当該商品等については、ルックスルーを行うことなく、ストラクチャー自体に対する信用の供与等としての取扱いを認めることとする。

なお、金融機関において、ルックスルー方式による信用の供与等の計上等にあたり、証券化商品等でそれを構成する各原資産の特定が極めて困難であり、かつ、当該信用の供与等の計上等が不相当と考えられる類型のものが発生した場合には、監督当局と当該類型の原資産に係る把握可能性等も含め、ルックスルー方式による信用の供与等の計上等において不相当か否かを協議することとする。

- ・ 単一又は複数の不動産の賃料や売買益を配当の原資とすることを目的とした投資信託（所謂 REIT（J-REIT を含む））
- ・ ファンド等向けの出資において、契約期間中に運用会社等から出資の要求（キャピタル・コール）があった場合に、一定の金額（出資枠）を限度に当該運用会社等からの要求に応じる義務を負う場合における、当該出資枠から既出資額を控除した未出資額

（以上）

(改訂履歴)

令和元年10月30日	制定	令和2年4月1日	適用
令和5年3月30日	改訂	令和6年3月31日	適用